

## 平成 29 年度 第 2 回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 2 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
- 2 開催場所 浜松市役所本館 8 階 802 会議室
- 3 出席状況 ※敬称略
- < 専門委員 > 浜松市警察部 楠ヶ谷  
静岡県弁護士会 原  
15 名 静岡地方法務局 土井  
(代理除く) 浜松市人権擁護委員連絡協議会 野々山  
浜松市医師会(産婦人科医会) 西村  
浜松市医師会(小児科医会) 野田  
浜松市歯科医師会 本目(代理:浅井)  
浜松市薬剤師会 澤井  
浜松市助産師会 齋藤  
浜松市民生委員児童委員協議会 杉山  
浜松民間保育園園長会 佐藤  
浜松市私立幼稚園協会 水野  
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会  
(障害児入所施設等) 松本  
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会  
(児童養護施設) 川村  
浜松市里親会 金子  
浜松市児童家庭支援センター 村瀬
- < 関係機関 > こども家庭部 金原、児童相談所 鈴木 勝  
次世代育成課 安間、幼児教育・保育課 山本  
15 名 健康増進課 辻村、障害保健福祉課 鈴木 博  
精神保健福祉センター 二宮(代理:鈴木多美)  
学校教育部指導課 森  
中区社会福祉課 川合(代理:芦澤)  
東区社会福祉課 中野、西区社会福祉課 大澤(代理:西尾)  
南区社会福祉課 望月(代理:土屋)、北区社会福祉課 久米  
浜北区社会福祉課 木俣(代理:大槻)  
天竜区社会福祉課 河合
- < 事務局 > 高山、平野、門奈、生田、田中、大羽  
6 名

## 4 議事内容

- (1) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第13次報告)について  
資料1
- (2) 浜松市における妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化について  
資料2、3
- (3) 平成29年度浜松市要保護児童対策地域協議会の実務に関する検討ワーキング会議の報告について  
資料4、5、6
- (4) 平成29年度はままつオレンジリボン運動活動報告について  
資料7
- (5) 各機関の取組み状況について

## 5 議事録

### 1 開会

事務局 開会に先立ち、浜松市こども家庭部長から挨拶申し上げる。

会長 こんにちは。浜松市こども家庭部長の金原です。本日は多忙のところ、本年度2回目の「浜松市要保護児童対策地域協議会 代表者会議」にご出席いただきありがとうございます。

さて、当協議会は、児童福祉法に基づき設置されるもので、地域の「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される、協議会である。今回の代表者会議を筆頭に、実務者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議という内容になっている。

代表者会議においては、全市的な児童虐待対策の推進や支援対象児童等の支援に関するシステム全体を検討する場となっている。

すでに、平成28年の児童福祉法の改正により、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされた。まず、在宅で生活している子どもや家庭の支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援が求められている。

本市においても、法改正による国の動向に注視しつつ、本協議会のネットワークを最大限に活かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもの保護や支援そして、家族への支援に取り組んでいきたいと考えている。

皆様にはさまざまな立場から意見をいただくとともに、今後より一層の皆様方のご協力・ご支援をいただけるようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 本会議は、浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条の規定により、こども家庭部長が会長を務めることとなっている。ここからの議事は、こども家庭部長に会議の進行をお願いする。

会長 本日は専門委員16名中、14名(代理除く)が出席している。浜松市医師会(産婦人科医会)の西村委員が遅れるとの報告をもらっているため、15名(代理除く)になる予定だ。また、浜松市歯科医師会の代表として前専門委員の浅井様に代理出席いただいている。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項に

基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。

## 2 構成機関紹介

会長 会議に先立ち、会議の公開に関して委員に諮る。今回は、公開として傍聴の入室を許可したいが、いかがか。

各委員 異議なし。

会長 構成機関である専門委員、市関係機関の紹介に移る。専門委員及び市関係機関については、手元の委員名簿及び席次表を参照願う。

## 3 議事

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、5項目である。

### 議事（1）～（2）

会長 議事（1）から（2）は関連した内容であるため、事務局から一括して説明を行う。

議事（1）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第13次報告）について、事務局から報告願う。

事務局 資料1に沿って説明する。

会長 議事（2）「浜松市における妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化について」にうつる。議事（2）①特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れについて、事務局から説明願う。

事務局 資料2、参考資料2に沿って説明する。

会長 議事（2）②子育て世代包括支援センター機能について、健康増進課から報告願う。

事務局 資料3に沿って説明する。1点、資料の修正がある。資料3の中段「①産婦及び～」を「①妊産婦及び～」に修正願う。

（西村委員到着）

### 質疑応答

会長 今までの報告に対し、質問や意見はあるか。

川村委員 議事（1）の死亡事例等の検証結果等について質問する。心中以外の虐待死におけるネグレクトは、食事を与えなかったり、病院に行かせなかったことによるものか。

事務局 そうだ。心中以外の虐待死におけるネグレクトによる死亡事例12人の中には、家に残したまま外出し、子どもの健康、安全への配慮を怠ったことや、医療ネグレクト等が含まれる。

佐藤委員 議事（2）②の子育て世代包括支援センター機能について質問する。妊婦の把握は全数を理想としていることだが、先ほどの議事（1）死亡事例等では母子健康手帳未発行等の事例が見られる。そのような家庭への支援はどのように行っているか。

健康増進課 母子保健分野では、支援の入口は母子健康手帳交付からのため、その交付前か

らの把握は難しい状況だ。

事務局 母子健康手帳取得前の支援として、母子保健分野で妊娠SOSダイヤル事業を実施している。また、産科医療機関から各区社会福祉課や健康づくり課に母子健康手帳交付前の気になるケースの情報提供があり、支援につながっているケースもある。

松本委員 妊産婦及び乳幼児等の実情把握は、予防的な観点からは大事である。大きな問題になる前に、地域全体で見守るために、どのような実情把握を行う予定か。

健康増進課 出生した全家庭に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じて、助産師や保健師の専門職が各家庭を訪問している。その際、専門職がチェックシートを用いて、子どもへの愛着や育児不安感等の確認を行い、必要なケースはフォローを続けている。

松本委員 実情把握は、個別対応のためか、それとも市全体の施策やネットワーク構築等の仕組みを検討するためのものか。

健康増進課 まず個々へ対応していくので、主には個別対応のためとなる。その中で、同じような悩みや課題等を把握し、施策の検討へつながっていくかと思う。

松本委員 そのようなことを通じ、地域でつながっていければと思うので、今後もセンター機能が充実していくことを期待する。

村瀬委員 子育て世代包括支援センター機能が、従来の母子保健活動とどこがどのように変わってきているのか。

健康増進課 もともと本市は、センター機能が規定される前から同じような機能をもって適切に対応していたため、継続して対応していく予定だ。

村瀬委員 そうすると、浜松市においては新たな取り組みではないという認識でよいか。

健康増進課 機能自体はそのように考えている。

### 議事（3）

会長 次に議事（3）「平成29年度浜松市要保護児童対策地域協議会の実務に関する検討ワーキング会議の報告について」事務局から説明願う。

各課 資料4、5、6に沿って説明する。

### 質疑応答

会長 今の説明に対し、質問や意見はあるか。また、事務局から専門委員へ事前に依頼した資料6のリスクランクへの意見等はあるか。

野田委員 本会議は児童虐待防止のシステム検討の場という認識に基づき、小児科医会の虐待の専門委員会に諮り、意見を集約した。その結果を今回、資料として提示している。

本会議は個別事案の検討の場ではないが、現在、非常に問題になっている症例をあてはめて考えると、果たして資料5、6だけで十分なのかと思う。資料5、6は予防としては有効であり重要視すべきだ。しかし、そこからこぼれ落ちるケースの対応検討が不十分である。ケースの方針において医療機関と児童相談所とで異なった時のシステムの検討の場として、また、同じような事案が起こらないようにするために、実際に問題が起きた時に振り返り、今後につなげていく場が必要であるという意見である。

例えば東京都福祉保健部局では、医療機関向けの子育てハンドブックを出している。医療機関がどのような場で発言し、何をしていくのかが記載されている。また、厚生労働省や他県では、要対協の運営としてまず子どもの安全確保、人権擁護をし、前向きに議論し、今後についての各機関の役割の検討を行う場として代表者会議が設定されている。本会議としても、今後についての検討をしたいと思う。

松本委員 今の提案に対し、今回のこの場で検討するのか。

会長 テーマが大きいので、分けて検討したい。まずは、事務局で提案したアセスメントシートの活用の流れとシートについて、小児科医会の意見を踏まえて検討いただければと思う。

佐藤委員 資料4の19ページでは、本ワーキングの参加機関は浜松市の庁内機関限定であるが、例えば園と行政機関とで同じアセスメントシートを用いて同じ事例をチェックし、つきあわせるといった外部も交えての検討は行わないのか。

事務局 今回は庁内マニュアル作成に向けてワーキングを立ち上げたということもあり、庁内でまず同じ方針をもつために、庁内の母子保健、児童福祉の共通認識を図るという観点から、参加機関は庁内機関に限定した。今後、必要に応じて各関係機関の参加を検討したい。

原委員 法律家の観点から意見を述べる。要保護・要支援で難しい点は、直接証拠がない点だ。要保護か要支援の危険があるかどうかといった点も、未来の予測であるため、起こった時の直接証拠（家の中の虐待を撮影した物等）があるわけではない。そのような直接証拠がない場合、間接事実（状況証拠）の積み上げで認定していく。直接証拠がない中で、間接事実を認定しようとしている、あるいは一定の判断をしているという理解を共有することが大事だ。本来はどういう間接事実があれば、どの程度の認定やどういう判断をしていいのか、といったことは法律家がリテラシーをもっている。しかし、毎回法律家に確認はとれないので、資料5-②や資料2の別表2は、間接事実の積み上げて一定の判断をしようとするマニュアルとして、非常に有効であると思う。しかし、同じ観点から資料6のリスクランク表には課題がある。例えば身体的虐待の欄には、火傷の有無といった事実が記載されている一方、代理ミュンヒハウゼンの疑いがあるかどうかは評価を含んでいるため、そのような項目は実務的に有用な指標かどうかは非常に不透明である。また、暴力があるという表現があるが、子どもが意思表示できず、親も否認している状況で、暴力の有無をどのように事実認定するかといった問題もある。そのため、資料5-②と比べて資料6は、客観的事実だけではなくて評価も含んだ項目も含まれているという点で、実際の運用で使い勝手が悪くなると思う。このまま使用して必要時には法律家に確認していくこともいいと思うが、今の時点で変更できるなら、客観的事実を並べるようなアレンジにはどうか。

事務局 案の段階のため、また様々な意見を聞いていきたいと思う。その際には、原委員に相談することはよろしいか。

原委員 承知した。

事務局 小児科医会からいただいた資料5-②、5-③、5-⑤に関する意見については、アセスメントシートの完成に向けて参考にさせていただく。また、要対協の検討内容については、代表者会議ではシステム全体の検討、実務者会議の報告・

評価等を行い、個別事案は今後、実務者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議で取り上げる内容として今後の参考とさせていただく。個別事例に関する提案については、処遇や支援方針の決定は、関係機関との協議・調整で総合的に決定し、様々な機関から意見を聞けるよう、参考とさせていただく。

会長 小児科医会からいただいた意見のうち、振り返りのシステムは事務局で持ち帰って検討し、また報告させていただく。また、個別具体的事案における児童相談所と関係機関との調整や事例のきめ細やかな摺り合わせについては、別の実務的な場面で検討させていただきたい。

野田委員 小児科医会からのお願いである。児童相談所でうまくいった事例についてはいいが、実務者会議にあがるような事案で、うまくいかなかった場合、その振り返りを行うシステムを検討してもらいたい。この代表者会議の場で、様々な立場から意見をもらい、失敗した事例を振り返って次の症例につなげることが必要だ。アセスメントシートを作成するだけでなく、何かあった時の振り返りの場を作っていたらいいというのが、小児科医会からの提言である。

村瀬委員 うまくいかなかった時の要因を分析するには、事案が起きた時、あるいは事案が起きる前から振り返ることで、根本的な対応の見直しにつながると思う。つまり、生まれた時からなぜこのような事案を発見できなかったのかを検討することだ。アセスメントシートは現時点での評価としてはよいが、将来何が起きるのかはわからない、と国の検討委員会でも議論されている。様々な事案が、過酷な生育歴の結果だとすると、その過酷さは児童相談所の一時保護中によろやくわかる、といったことが少なくない。アセスメントシートは万能ではなく、今の評価に過ぎないという注意をしておくことが、運用面で必要だ。

浅井委員 資料6のリスクランク表のネグレクト欄Cに、「むし歯が5本以上ある」とあるが、子どもの年齢によって歯の総数は変わる。「むし歯が多数ある」等、本数を特定しない表現にしてもらいたい。

事務局 修正する。

また、野田委員への回答として事例についての検討、振り返りの場は児童福祉専門部会の下部組織である児童虐待検証部会や児童処遇部会で、非公開であるが外部機関を交えて事例検証をしている。そのような場で事例の検討は可能であるので、検討していきたい。

会長 村瀬委員からアセスメントシートの運用の提案があり、その点を事務局はしっかりと認識してもらいたい。また、野田委員からは振り返りのシステムの提案をいただいた。新たにそのようなシステムを作るか、既存の中で取り扱うのかといったことは、整理をしていきたい。

杉山委員 児童虐待の通告は、子どもの人権を考えた場合、察知したら通告しないといけないということを、認知する必要がある。虐待ではないかもしれない、ということで通告しないのは本来ではない。虐待が疑われる場合は必ず通告し、通告した上で現状把握し、それぞれの立場で検証していくことが必要だ。そして、同じようなことが起こらないようにしていくことが大切だ。

事務局 今回、改訂版として「子どもを虐待から守る手引き」を乳幼児版と学齢児版を作成し、資料として提示している。虐待ではないが、もしかしたら不適切養育につながるかもしれないチェックリストを作成し、今後、関係機関に周知啓発して

いく。このような媒体を通じて、相談機関につながるような気付きの広がりや、行政だけではなく関係機関を通じて、今後も引き続き協力いただきたい。

野田委員 厚生労働省の手引きでは、「通告して間違っていたらどうするのか」という質問に対し、「通告しないことが一番の間違いである」と明記してある。もし通告が間違っていたとしても、罰則規定はないと明確化されているため、広く周知する必要があると思う。

また、振り返りの場合は検証部会の中だけでは広く周知されないことになるので、検証部会で検討された内容については、代表者会議のような多くの機関が参加する場で広く報告し、各機関へ周知してもらいたい。それが、子ども虐待防止システムの検討であり、活動や研修、周知啓発にもつながると思う。振り返りをしたのであれば、その結果は私共各機関へフィードバックしてもらいたい。

#### 議事（４）

会長 次に議事（４）「平成 29 年度はままつオレンジリボン運動活動報告について」事務局から説明願う。

事務局 資料 7 に沿って説明する。

#### 質疑応答

会長 今の説明に対し、質問や意見はあるか。

杉山委員 資料 7 の 40 ページで記載あるように、11 月 1 日～5 日に各区で行われた街頭キャンペーンでは、民生委員児童委員協議会としてそれぞれの地区会長と主任児童委員が啓発活動に協力した。今後も協力していきたい。

#### 議事（５）

会長 次に議事（５）「各機関の取組み状況について」にうつる。各委員から、各機関の活動の中で、特に力を入れている取組みや各機関と連携して行いたいことなどを中心に、説明願う。

楠ヶ谷委員 浜松市警察部の説明をする。市内 5 警察署があり、突発対応が多いが、資料 6 のリスクランク表 C 以上であれば逮捕あるいは身柄確保のレベルである。警察では、児童虐待に対して意識高く、厳しく対応している。人身安全を第一として対応していくので、今後も協力をお願いしたい。

原委員 静岡県弁護士会の説明をする。子どもの権利委員会として、児童相談所の法務相談や、人権救済申し立てとして各学校や家庭等からの相談に対応している。

土井委員 静岡地方法務局の説明をする。子どもの人権擁護の立場から、啓発活動をしている。昨年 11 月、人権 SOS ミニレターを小中学校に配布し、現時点で 100 件以上の手紙をもらい、対応している。児童虐待の対応は今のところない。

野々山委員 浜松市人権擁護委員連絡協議会の説明をする。1 月末時点で人権 SOS ミニレターは 118 通届いた。小学校 98 通、中学校 20 通あり、返事をしている。また、小中学校や幼稚園、保育所等への人権教室も行い、小学校 43 回、中学校 10 回、園 11 回実施している。中学生の人権作文コンテストには 5,405 件応募があり、小学生対象の人権書道は 7,325 件、ポスターは 569 件の応募があった。さらに、人権の花運動ではひまわりの花を小学校 29 校へ配付し、育ててもらっている。先述

のデータは、上部組織である法務局が磐田市、浜松市、湖西市の3市を管轄しているため、3市分の数値となる。

西村委員 浜松市医師会（産婦人科医会）の説明をする。虐待の大元は特定妊婦につきあたるかもしれないと感じている。ピックアップすべく、産婦人科の会員に対し、会長の会報挨拶で、意識の底上げをすべく、時々虐待について触れている。産婦人科医会としても予防の役割を担っていると考えている。そのため、意識の底上げをすべく、引き続き行政と協力していきたい。

野田委員 今回は一番子どもの身近にいる存在として、現在の問題を述べた。行政とは多くの事例に関して協力いただき、感謝する。

浅井委員 浜松市歯科医師会の説明をする。虐待に即対応することは少ないが、口の中は見逃さないよう、県主催の講習会に多数の会員が参加し、勉強している。また、最近、保護されて初めて歯磨きした子どもがいることを知り、衝撃を受けた。今後の取り組みを考えたい。オレンジリボン運動応援隊としては、11月12日に開催した市民公開講座で、参加した約500人の市民に対し、虐待の啓発活動として少し話をした。今後とも協力願う。

澤井委員 浜松市薬剤師会の説明をする。ソラモ、浜北区、天竜区のイベントにおいて、オレンジリボン運動活動を行った。また、薬局が医療提供施設になってからまだ日が浅いが、その際に薬剤師会が代表者会議に参加するようになった。その点、薬局等にはまだ要保護児童・要支援児童に関しての周知が十分いきわたっていない。今回のイベントでは、市民だけではなく、参加している薬局・薬剤師等への啓発の気持ちもある。薬局は市内約500か所あり、患者と話す時間がもてるため、窓口としての役割で何ができるのか、意識を高めていきたい。

齋藤委員 浜松市助産師会の説明をする。野田委員がいうように、事例検討で何を反省したかをこの代表者会議でも共有し、自分の組織へも伝えていくことが必要だ。虐待の原因として多い予期せぬ妊娠に対応するため、市の妊娠SOS事業へも協力している。予期せぬ妊娠をした事案に対し、妊娠・出産から育児をするかどうかの選択を本会議で検討していければと思う。

杉山委員 浜松市民生委員児童委員協議会の説明をする。市内1,335人定数で活動を行っている。児童委員も兼ねており、家庭経済の破綻、ひとり親家庭等、児童虐待につながる家庭環境の把握や見守り支援は地域の中で行える。今後とも協力願う。

佐藤委員 浜松民間保育園園長会の説明をする。現在、認可保育園、認定こども園85か園が加盟している。0歳児から就学前までの子どもを預かっている立場として、要対協が非常に重要だと認識している。また、国の制度が変わったことで、園長会に属さない小規模保育等が多くできた。本日の説明にあった死亡事例は、園長会に所属しているような大きな保育所より、小さな保育所等で起こることが多い。今後、そのような啓発も役割として捉え、行政と連携し、漏れなく子どもたちへの発育・発達を見守っていきたい。

水野委員 浜松市私立幼稚園協会の説明をする。現代は、小さい子どもを持つ親は、全員ストレスを感じているといっても過言ではなく、ついイライラして子どもへあたってしまう経験は、親であれば誰でもしているように感じる。父親・母親教育として、子育ての悩みに寄り添い、子ども達が心身共に傷を負うことなく努めていきたい。また、当然のことではあるが、ケガ等の生命的リスクがある虐待を発見



した時は通告をしていく。軽いケガ等の対応に苦慮するが、母親をかばって後で重大事案にならないように心掛けたい。親の悩みを園でしっかりと受け止めたり、幼稚園協会で実施している無料のカウンセリングを通じて、子ども達へストレスなく接することができるように支援していきたい。様々な事案に日々対応しているが、チェックリスト等も活用していきたい。

松本委員 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（障害児入所施設等）の説明をする。障害児は虐待のリスクが高いと言われており、保護者の8割は子どもが小さい時に心中を考えたことがあると聞く。親や家族を支え、暮らしを豊かにしていきたい。また、障害の児童と大人の部会の中では、大人の強度行動障害の発症の問題は幼少期より大人の不適切な対応があったことと、障害を持った人が自分の意思を伝えられないことが要因として挙げられている。その点で連携をとりながら、関わり方のポイントを整理し、予防や事態が発生した時の対応、その後の防止策へとつなげていきたい。

また、児童相談所の一時保護や施設通所児のフォローをどのようにするか、という課題を感じている。本児だけではなく、そのきょうだいや家族等、どのように関わるかの共有がされていない。今回のアセスメントシートは、発見を主目的としているが、その後の支援の対応を今後、一緒に検討できればと思う。

川村委員 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（児童養護施設）の説明をする。県内に児童養護施設は12施設あり、虐待を主な入所理由とした子どもが50%以上を占める。さらに、何らかの虐待歴がある場合を含めると、実に入所児童の70～80%が被虐待児である。

そのため、虐待防止の啓発活動に力をいれている。毎年11月、虐待防止静岡の集いを開いている。今年度は11月11日、静岡市での講演会、パレード、啓発グッズの配付、富士市から静岡市までのオレンジリボンタスキリレーを実施した。また、市内ではボートレース浜名湖での募金活動を実施した。

金子委員 浜松市里親会の説明をする。国の政策として里親になる家庭を増やすため、産科医療機関へチラシを配布した。長期の不妊治療をやめて里親になった家庭もあった。また、里親からの電話相談や育児相談の対応をしている。里親自身は子育ての素人も多く、複雑な生育歴で育った里子も多いため、対応に苦慮していることもある。様々な機関からの支援を受けながら活動をしているが、今まで以上に里親同士で交流をもち、お互いの生活状況を知ることで悩み等を共有し、子どもを育てていきたい。2月25日に、里親と里子の関係の難しさを描いた劇を行う。よろしければ参加願う。

村瀬委員 浜松市児童家庭支援センターの説明をする。児童相談所の補完機能を有する相談機関として、年間800件程度の対応をしている。親や相談機関からの相談に対応し、特に相談機関へのサポートを通じて、質の向上に貢献したい。

## 議事終了

会長 各委員の皆様、ありがとうございました。

本日出席の皆様にはそれぞれの立場から、子どもや子育て家庭を支援いただいているが、当協議会の目的である「子どもの最善の利益」を確保していくためには、より広く複数の視点で関わりをもっていくことが重要であると思う。調整機関である子育て支援課及び各区役所においては、引き続き支援対象児童等への適切な支援が図れるための連携が行われるよう、関係機関との調整をすすめてもらいたい。

また、各機関にも引き続き協力をお願いしつつ、機関の代表である委員の皆様におかれましては、本日の内容を所管する方々に伝え願う。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。それでは、最後に事務局から事務連絡を願う。

## 5 閉会

事務局 次回の代表者会議の開催は、8月末ごろを予定している。また日が近づいたら、事務局より連絡する。任期は2年のため、引き続き次年度もお願いする。

会長 それでは以上をもち、平成29年度浜松市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議を閉会する。本日は、ありがとうございました。

以上。